

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
49	<p>3.7.3. 老人福祉施設等整備費補助金 指摘事項 19 ○消費税及び地方消費税について</p> <p>社会福祉法人緑愛会は消費税の課税事業者であることから、補助金を財源とした建物等について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確認の必要がある。また、特定収入割合等を把握し、必要に応じて仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する必要がある。</p> <p>尚、当該補助金は定額補助となっており、当年度の補助金額が補助対象経費の消費税抜き金額を下回っていることから、消費税部分の補助はしていないものとも認識でき、その場合には、返還請求は不要である。しかし、税込みの補助対象経費が補助金と同額となった場合における取扱いが要綱で規定されていないことから、要綱を見直すか、あるいは運用規定等を別に定めるべきである。</p>	<p>補助事業者に対し、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出を求め、仕入控除税額を確認し、適切に対応してまいります。</p> <p>消費税等込みの補助対象経費が補助金額と同額となった場合における取扱いについては、運用規定等により明確化してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>	<p>○措置済</p> <p>補助事業者からは、「消費税等仕入控除税額報告書」を徴取しておりますが、社会福祉法人緑愛会は、免税事業者であり、消費税の申告義務がないことから、仕入控除税額の返還が生じないものであることを確認しております。</p> <p>また、取扱いを明確にするため、「盛岡市老人福祉施設等整備費補助金交付要領」の一部を改正し、補助事業者に係る消費税等仕入控除税額に係る報告等の手続について規定しました。</p> <p style="text-align: right;">(介護保険課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ： 補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
45	<p>3.6.3. 盛岡市社会福祉協議会運営費補助金</p> <p>意見 4</p> <p>○運営費補助金の必要性及び積算根拠について</p> <p>運営費補助金の積算内訳は人件費と運営費から構成されている。内訳としての人件費補助の額は盛岡市職員の例を参酌して位置付け算出した額とされ、また、運営費補助の額は毎年予算で定める額とされている。具体的には精算内訳書をもって確定されることになるが、対象経費が広範であることに加え、個々の経費の補助割合の根拠が明らかになっていない状況である。盛岡市社会福祉協議会では、純資産が9億円以上あり純資産割合も7割を超えていること、また、受託金収益や事業収益など自主財源を確保する余地もあることから、運営費補助金の積算根拠をより詳細化し決算書との関連性の明確化を図るとともに、補助金の限度額の設定について検討するべきである。</p>	<p>運営費については、各事業について、趣旨、目的や必要な経費の内容をその都度協議し、確認の上、補助してまいります。</p> <p>また、運営費補助金と決算書との関連性について、毎年度、確認し、明確にするとともに、補助金の限度額の設定の必要性について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成31（令和元）年度の運営費補助金については、各事業の趣旨、目的や必要な経費の内容を確認し予算化しました。</p> <p>なお、補助金の限度額は、平成29年度から補助金交付要領において総合福祉センター等の運営費及び事業費につきまして、既に設定しております。</p> <p style="text-align: right;">(地域福祉課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成27年度包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況（地方自治法第 252条の38第 6 項）

テーマ：補助金等に関する事務の執行について【意見分】

部局等名 子ども未来部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
81	<p>3. 17. 1. 私立保育所運営事業補助金 意見14 ○保育補助員費の算定方法について</p> <p>保育補助員費に関しては、1園あたり532,000円の定額での補助額となっている。この項目は、昭和58年度に1園あたり450,000円の定額で始めたものであったが、以後金額の改定を経て、現在は、5,920円（産休等代替職員などへの補助の単価として、県費補助があった時に用いられていた単価）に、1日3時間、月20日の12ヶ月分として算定される金額を用いている。昭和58年度当時、定額の補助として始まった経緯は不明とのことであるが、補助の内容としては、保育士の休息時間確保のための補助金であるため、保育士の数に応じた補助額とした方が、補助の目的をよりよく達せられるものと考えられる。</p>	<p>平成28年度以降、補助を継続するかを含め、検討を進めてまいります。 （子ども未来課）</p>	<p>○措置済</p> <p>保育関係者と、補助の内容について協議を行い、保育補助員費は廃止したところでは。 なお、保育士の数に応じて補助をする保育所加配費を創設し、保育所の運営を支援してまいります。 （子育てあんしん課）</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。